

質疑応答

佐久間毅：それでは、質疑応答を始めます。多数のご意見とご質問をお寄せいただきまして、大変ありがとうございました。はじめに、質疑応答において報告者および質問者のお名前を挙げるときには、一律、「さん」付けとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

報告の順番とは異なりますが、質問内容やボリュームなどを勘案して、最初に宮本さんに対するご質問から始めます。日弁連信託センターの根本雄司さんからご発言をお願いいたします。

根本雄司（日弁連信託センター）：日弁連信託センターで家族間信託や民事信託と高齢者・障害者権利支援センターで後見制度の利用促進に関する業務を担当しております。

後見業務と信託業務の両方を行う弁護士の視点での確認と質問です。後見人が家族間信託を終了させる場合において、遺言代用機能の有無やその違いによって後見人の善管注意義務違反の内容が変わるかどうかにについてのお考えを確認させていただければと思います。その上で、特に遺言代用機能がない家族間信託については、信託による財産管理機能と後見人による財産管理機能が重複する関係になると思います。この場合、本人である被後見人ないし委託者の意思と、後見人の広範な裁量という関係性を検討するということになると思いますが、その場合でも本人が信託終了の意思・意向を明確に示している場合でない限り、後見人が信託を終了させることは善管注意義務違反となるのか、また、後見人による円滑な財産管理業務という要素を考慮することが許されないのかについて、ご検討された内容があればご教示いただければと思います。

宮本誠子：遺言代用機能がない場合については本報告では検討していませんでしたが、報告の準備にあたっては、いろいろと考えておりました。成年後見制度の見直しの動きもあるというところ、重要なのは、今後は

本人の意思決定支援の在り方ではないかと思っています。特に民事信託においては、本人の判断能力がなくなることを前提にして、変更や終了などをさせないようにというような条項を置くことが従来は多かったのではないかと思います。しかし、今後は意思決定支援をしながら、変更や終了の可能性を残しつつ、本人が適切に終了や変更の判断ができるようにという条項を作れるようになっていくと、民事信託が後見法改正の動きも伴いながらより使いやすくなると思っています。

佐久間毅：続きまして、私に対するご質問です。三菱 UFJ 信託銀行の杉村健太さんからお願いいたします。

杉村健太（三菱 UFJ 信託銀行）：裁量信託の課題として最後にご指摘された点について、本日の報告は日本法を前提としていると思いますが、裁量信託自体は他にも盛んに行われている国があると思います。報告の指摘が外国でも妥当し得るのかどうかというところについて、お考えをお聞かせいただきたいと思っています。

佐久間毅：外国にも妥当するのかということについては、分からないと言った方がいいかもしれないと思っています。外国のことは調べていないというか、関西学院大学の木村仁さんの論文を介して勉強させていただいたぐらいです。

ただ、一点だけ大きく違うかなと思うのは、裁判所の役割が随分違うということです。私の報告では、わが国の裁判所を前提とすると明らかにそうなのではないかということで取り上げております。他の部分を同じように考えたとして、裁判所が積極的に役割を果たすということだとすると、違ってくることはあるかなと思っています。しかし、勉強不足でそれ以上のお答えを差し上げることができません。

続きまして、私に対するご質問について、弁護士の伊庭潔さんからお願いいたします。

伊庭 潔（弁護士）：今日のご報告はいずれも非常に刺激的で、われわれのような実務を行っている者にとっても役に立つ内容だったと思います。裁量信託に関して、わが国の民事信託のほぼ全てが、例えば月額いくらを給付するというような確定した金額を定めているものではなく、いくら渡すかということを受託者に任せている信託だと認識しています。そこで考えるのは、信託設定する前に、親としてこれぐらいの生活をしていただから、信託を設定した後も同じような生活を続けられるようにしたい。例えば、毎月20万円の生活費が必要なのであれば、受託者から毎月20万円を渡すことにするけれども、ある月については旅行に行ったから月35万円渡すとか、別のある月はあまり外食しなかったから10万円でもいいということにしたい。そういったときに、予め確定した金額を決めてしまうと逆に生活が不自由になるので、そこは親の生活のことをよく分かっている受託者に任せる。こういった裁量を受託者に与えているのが現在の民事信託の実務ではないかと思っています。

報告では、裁量信託の義務違反のところで、特定の履行請求について、決定した給付額（ゼロを含む）が、裁量を逸脱して少額であること、裁量を逸脱して給付額の決定をしていないことに関しては、内容の特定性が低く履行請求・履行の強制になじまないのではないかとしつつ、損害賠償請求については請求することができるとされています。私の感覚ですが、損害賠償を請求できるのであれば、その時点で内容が特定できているので、そうだとすれば履行請求も認められるのではないのかという素朴な疑問を持ちました。

また、日弁連信託センターでは公証人の方々と勉強をしているのですが、例えばさいたま地越谷支判令和4年3月23日でも、その控訴審である東京高判令和6年2月8日でも、やはり裁判所が非訟的な観点を入れて給付金額を特定することは可能なのではないかというのが、民事裁判官をしていた公証人の方の多数意見でした。その点を踏まえて、ご見解をお伺いできればと思います。

佐久間毅：まず、直接のご質問事項ではなかったのかもしれませんが

ども、今お伺いしたことで言うと、月額いくらという形で給付額を決めることはしていないけれども、信託設定前と同水準の生活は維持する、あるいは外食や旅行をした月だと追加で支出するということだとすると、信託行為が行われるにあたってされたやりとりも含めて、条項が解釈がされるということになるのが当然です。私の報告の中では、裁量信託だからといって受託者の裁量に全部委ねられているとは限らない、信託行為の解釈によるという言い回しをしていたと思います。そうなるという保証はないと思いますけれども、月々20万円程度の生活費がかかっている、それは信託の後も同じであり、その部分は信託財産から支弁するという同意があるのであれば、それは裁量の及ばない当然給付すべきものということになると考えています。そういったものから外れるものが裁量として残ってくるということと考えています。

それから、直接ご質問いただいた履行請求・履行内容の特定ができるかという話についてです。私は、裁判官がやるということであれば止めるつもりは全然ありませんけれども、本当にいろいろなことを裁判官が調べてやってくれるのだろうかという疑問があったので、できないのではないかと申し上げます。

損害賠償とどこが違うのかということは、理念的な話に過ぎないのではないかと思われるかもしれませんが、裁量の逸脱があったらその逸脱が義務違反であって、その義務違反がなければ得られたであろう金額が損害賠償の額になる。それはつまり、裁量の逸脱がない、最低限これだけは与えなければいけないという金額が損害賠償の額に理論的にはなるのに対し、給付の内容だとすると、ぎりぎりこれだけ与えたらいいというのでは、私の感覚ではありません。いろいろな事情を酌んで最低限これだけ与えれば困らないというのではなくて、委ねられた裁量を適切に行使するというかこれが望ましい額であるという金額が発見されるべきなのではないかと理屈の上では考えています。その違いがあるのかと言われると、分からないとしか申し上げようがないのですけれども、そのように思っております。

それと、もう一つだけ申し上げたいのは、これも報告資料には注記し

質疑応答

ておりますが、仮に裁量信託の場合に裁量権、裁量をきちんと受託者が行使しない場合、裁判所が決めてあげるということだとすると、結局、その信託条項は「給付の内容は受託者がその裁量をもって定める。ただし、受託者が定めないときは裁判所が定める」と書いているのと等しいのではないかと、それがわが国で通るだろうかとということがあります。繰り返しになりますが、通らないということではなくよく分からないというところだったので、これをきっかけに、履行内容の特定はできる、あるいは強制できるという議論が生まれるのであれば本望だと思っております。

続きまして、杉山さんに対するご質問に参ります。まず、立教大学名誉教授の角紀代恵さんからお願いいたします。

角紀代恵（立教大学）：非常に素朴な質問で、本当に恐縮なのですが、特に高齢者が委託者の信託ですと、高齢者が必ず自分の財産を手放さなければいけないわけですよね。年を取れば取るほど自分の財産を手放すということに対して抵抗感が出てくるのではないかとと思うのですが、どのように説得すると、信託を設定する契約書にサインをしていただけなのか、ご経験も交えて教えていただければと思います。

杉山苑子：私自身については、説得したことはないというのが回答になります。受託者になりたい側の方から、なんとかして親の財産を管理したい、そのために優れた手段はないだろうかということでご相談を受けて、それでは委託者の意向はどうかという順番で検討する機会が多いです。委託者の方には、財産を手放すことになるということを意識的に確認するようにしています。そこで委託者が「名義が変わるんですか、そうであればやりません」とおっしゃるのであれば、それは信託に適していない事案だということになります。ご質問の趣旨にかなった答えではないですが、そのような意識で業務をしております。

佐久間毅：続きまして、杉山さんに対するご質問について、名古屋学院

大学の坂東洋行さんからお願いいたします。

坂東洋行（名古屋学院大学）：専門は会社法と金商法なのですが、早稲田大学で非常勤で信託法を通年で教えています。全28コマのうち、私は信託の仕組みと社会的責任というロマンのようなことを語っているのですが、2コマを使って弁護士の方に特別講師として出ていただいて、本日ご説明の裁判例も含めて、濫用事例について信託はこのように悪く使われるという話を弁護士の方からしていただいています。その前提で、非営業信託が民事信託の名のもと安易に利用され、高齢者等を被害する信託が設定されることを危惧しています。

報告の中で紹介された裁判例の大半は司法書士が契約および信託の設定等の助言行為を行っています。裁判例1・東京地裁平成30年9月12日の事例でも、当初は信託銀行にも相談をしていたけれども、信託銀行が受託を謝絶した中、最終的には司法書士の提案したスキームが採用されています。信託銀行が扱う営業信託では業法上の受託審査がありますので、このような濫用スキームは当然あり得ないことです。

その上で、質問は二つございます。一つ目は、司法書士が信託の設定時に助言行為を行うのは、そもそも登記の法律行為以外のことですので、非弁行為ではないのか。たとえグレーゾーンであったとしても、公益性の高い信託の設定で、グレーゾーンのまま司法書士にそれを担わせてよいのでしょうか。二つ目は、弁護士は専門家という言い方をされましたが、金商法の分野の表現ではゲートキーパーとして、今後、いわゆる民事信託の発展、サポートのために弁護士あるいは日弁連で民事信託設定時の弁護士による法令確認などの新たなスキーム等を作るなりして立法的に関与する必要が出はじめているのではないのでしょうか。

杉山苑子：ご懸念はよく分かりました。

一点目の司法書士が信託に関わるのが非弁行為かどうかについては、非弁行為に関する分野について不案内なので的外れなこともかもしれませんが、非弁行為かどうかは、基本的には紛争性のある事案を扱うか

質疑応答

どうかということに関わってくると理解しております。司法書士がこういった業務を扱えるかどうかは、むしろ司法書士法における司法書士の業務の範囲をどう捉えるかという問題ではないかと思っています。その場合には、司法書士ですので、登記関係を扱うものであれば、その関連として信託契約書を作成できるかどうかということでも議論がされているとは聞いております。ただ、これも司法書士法のことであり、私は弁護士なものですから議論の詳細までは承知しておりませんが、そのような形で根拠づけられて業務をされていると理解しています。

二点目の立法的に弁護士会が関与すべきではないかという点に関して、現状では、本日のご報告のとおり、日弁連として、弁護士が民事信託に関する業務を受任した際の弁護士を名宛人としたガイドラインを発表し、また、信託契約のひな型にあたるようなものも公表するという形で、ソフトローの形で取組みを進めているところです。今後、そういった取組みに加え、さらに立法的な活動が必要かどうかということについては、日弁連としても方向性が特段示されているところではありませんけれども、問題意識としては重要な点だと思います。この点、今後の課題ということで受け止めたいと思います。

佐久間毅：続きまして、杉山さんに対するご質問について、弁護士の伊庭潔さんからお願いいたします。

伊庭 潔：やはり実務家として、濫用的な信託はなんとか防がなければいけないと考えています。現状の民事信託の課題をいくつも報告で出していただきましたが、私は大きく分けて二つあると思います。

一つ目は、推定相続人主導による信託の設定についてです。委託者が、将来、自分の判断が変わるかもしれないから信託終了権とか受託者解任権を制限すると考えていることはほとんどありません。推定相続人が自分だけ有利に財産を受け取りたい、そのときに受託者を解任されたり、信託を終了されたくないの、そのような権限を制限する条項を設けるというのが実務の現状です。

二つ目は、信託設定後の受託者に対する監督についてです。民事信託の場合は義務ではないので、日弁連はガイドラインを作って必ず信託監督人を付けましようとは言っていますけれども、それが主流にはなっていないということです。

この二点について、ご自身の実務経験から、どのような対策が有効なのかということをご教えていただければと思います。

杉山苑子：一点目の推定相続人主導による信託の設定の課題については、やはり依頼者は委託者であるという前提で委託者の意向を慎重に確認するということが原則だろうと思っています。先ほどの伊庭さんからのご指摘もありましたとおり、信託法のデフォルトルールでは認められていないような委託者の権利を制約する条項を設ける場合には、当該条項の効果を理解しているかどうかを個別に確認する必要があるだろうと思っています。

また、私が所属している弁護士会の話になりますけれども、金融機関との間で信託に関する協定を締結しています。これは、金融機関の顧客で信託に関心がある方がいた場合には、弁護士会から弁護士を紹介するといった協定なのですが、この協定に基づいて弁護士が派遣され、民事信託が組成される段階になりましたら、民事信託契約そのものではないですけれども、弁護士と委託者になる方との間の委任契約書を締結するにあたって、弁護士会の審査を要するという仕組みをとっています。その中で濫用的な信託が含まれていると弁護士会で判断されれば、追加の質問がされるということもあると思います。また、もともとは弁護士会の高齢者委員会の中にそのような審査の仕組みがとられているということもありまして、委託者になる方が高齢で判断能力に疑義があるという場合であれば、その判断能力についても弁護士会が審査するという仕組みをとっています。このような弁護士会が関与するケースであると、より一層、不適切な信託が組成されることを抑止する効果が期待できるのではないかと思います。

二点目の受託者に対する監督については、非常に難しい問題ですけれ

質疑応答

ども、やはり専門家による継続的な支援が必要だと思えます。一般の方が専門家の支援を受けずに受託者として適正な信託事務を行うことは期待できないというのが実情ですので、専門家による支援は必須だと思えます。契約締結後に当事者の状況が変わったり、意向が変わる可能性もあるわけですので、そういったときに適時適切に対応するという意味でも専門家の継続的な支援は重要なのではないかと思います。

佐久間毅：続きまして、杉山さんに対するご質問について、弁護士の方西片和代さんからお願いいたします。

西片和代（弁護士）：報告の中で紹介いただいた裁判例9・東京高判令和6年2月8日について、結局、東京高裁においては給付が認められなかったわけですが、報告者の解釈としては、これは裁量信託における受益債権の具体的権利性が一般的に否定されたものであると解釈されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、裁量信託には危ない面があるというご指摘がありました。実際に多く使われている信託でありますので、委託者兼受益者であるような福祉型信託において、正しく給付が行われるように実務家として工夫する点や留意する点があればご教示ください。

杉山苑子：まず、東京高裁の裁判例について、判決では「2分の1の請求権を有するものとは解し難い」という判断になっています。この事案については、受益者の収支であるとか財産状況が受託者からは不明であって、また、必要な給付額についての主張立証も受益者側からは行われなかったという事情があったようですので、裁判所としてこの事案における具体的な給付額を認定するだけの材料がなかったとも考えられます。そのため、この高裁判決を根拠として、裁量信託においては受益債権の具体的権利性は否定されると一般化することは時期尚早ではないかと考えています。

続いて、裁量信託の利用に関する実務的な留意点についてです。裁量

を逸脱しているかどうかの判断については、やはり契約の解釈が重要になってくると思います。そうすると、契約書を作成する上で、必要になる費用として見込まれるものは何か、必要な費用は固有財産と信託財産のどちらから優先して支払うのか、などの聞き取りをしっかりと、給付が必要になった場合には受託者に請求できるような形で信託条項の作成を検討すべきと思っています。受益者に専門職後見人がつくケースもありうるところで、そうすると、委託者兼受益者の当初の真意というのが読み取れるような契約書またはそれに資する資料がより重要になると思います。

佐久間毅：続きまして、杉山さんに対するご質問について、三井住友信託銀行・中央大学の八谷博喜さんからお願いいたします。

八谷博喜（三井住友信託銀行・中央大学）：三井住友信託銀行で民事信託と成年後見分野の専門部長をしています。既に出た質問と重なるような点がありそうですが、民事信託の現状の紹介を含めて二点を質問したいと思います。

まず、現状について、例えば三井住友信託銀行では、民事信託の信託口座を開設するにあたり、全国の土業から寄せられる信託契約書の実効性を毎日チェックしています。これまでに累計4,000件を超えますが、民事信託の傾向としては、報告のとおり、後見代替機能、遺言代替機能を持つ福祉型信託が大宗を占めています。一般に民事信託は承継型ですので、信託契約の締結当初から、高齢者である委託者兼受益者と、その子供で帰属権利者でもある受託者との間で利益相反が見込まれるものと理解しています。契約書チェックにおいては、委託者の意向が反映されているか、受託者が信託事務を遂行できるかについて慎重に拝見しています。

質問の一つ目は、信託契約における別段の定めの方針についてです。民事信託の動向としましては、裁判例2-1・東京地判平成30年10月23日および2-2・東京地判令和5年3月17日でも紹介されたように、信

託の終了や変更に関して別段の定めを利用して、受託者の同意を要するものとする信託契約を、実務上、最近非常に多く目にします。このような別段の定めはもちろん信託法上可能ですけれども、その内実は、概ね委託者の子供が受託者でかつ帰属権利者になっている場合で、受託者にとって有利な内容を維持しようとするものであり、受託者主導型の信託契約が多いと考えられます。民事信託の担い手として、このような別段の定めが多用される民事信託の傾向をどのように感じられているでしょうか。

二つ目は、裁量信託の将来性についてです。裁判例9・東京高判令和6年2月8日が、さいたま地裁越谷支部判決令和4年3月23日の控訴審東京高裁で出されました。

コモンロー諸国では裁量信託は広く障害者等の扶養や高齢者の財産管理において利用されてきましたが、日本の民事信託の実務においては定義にもよりますが、具体的に裁量の内容を記載したような裁量信託は現状ではあまり見かけません。商事信託のパーソナル信託においても、裁量信託の議論は古くからありますが、受託者の裁量に完全に任せるものではなく、指図権者を置いているものが通例であると理解しています。また、当社で行っている民事信託の口座提供の実務においても、受益者が決められていないものについては口座を提供していませんし、受益者変更権、受益者指定権が規定されている契約書についても、その権限者が適任者であるかどうかをチェックしています。裁量信託の裁判例を議論の開始として、今後、民事信託においてどのような内容の裁量信託が可能なのか、方向性としてご意見をお聞かせいただければと思います。

杉山苑子：まず、別段の定めが多用される民事信託の傾向についての考えということですが、受託者の同意を要する条項が入っている信託契約が多いということは、それだけ受託者主導型で作られる信託契約が多いことを示していると思います。もちろん、別段の定めを定めること自体は現状は可能ということですが、先ほどから申し上げていますように、受託者の同意がない場合に、信託の終了や変更がで

きないことを委託者が認識していることが重要であると考えております。裁判例を見ましても、受託者の同意を要する条項が入っているがために深刻な紛争に至っているという様子がうかがわれます。例えば、同意を求める理由が、融資を予定している信託であって、債権者の意向などがある場合にはまた少し事情が異なるのかもしれませんが、紛争回避の観点から見れば、こういった条項は極力避けるべきではないかと考えております。

次に、裁量信託の将来性に関するご質問についてです。佐久間報告にもありましたとおり、裁量信託は何かということについて、受益者の決定権についての裁量という場合と、給付内容の決定についての裁量に分けられるのではないかと思います。

このうち、受益者に対する給付内容の決定に裁量を認める信託は既に民事信託で広く利用されているところであり、裁判例9・東京高判令和6年2月8日としてご紹介した東京高裁の事案もこのタイプの受託者の裁量が問題となった事案です。このタイプの裁量信託については、先ほど西片さんからの質問に対する回答で述べたとおり、やはり契約の解釈が重要になっていくだろうと考えています。

他方、信託銀行が把握している実情としてご紹介いただいたところによれば、受益者の決定を受託者の裁量に委ねているという意味での裁量信託の契約書の持込みも見られるということで、そのような認識をこれまで私は持っていませんでした。その上で、こういった信託がどうなのかということについて、日本の民事信託は遺言代用信託が多いということからすると、受託者あるいは受託者以外の第三者に対して受益者を定める権限を与えることというのが、実際には代理人による遺言の作成や撤回ができることに近いものがあるように感じられるものですから、そのような条項の効力自体が問題となり得る可能性はあるのではないかと思います。また、仮に規定自体は有効であるとしても、委託者の平均年齢が80歳を超えているという実情からすると、信託を設定する時点において誰を受益者にするのかを他人に委ねるような信託を作る必要性なり合理性がそもそもどの程度あるのか。そのような意味で規定の合理性

質疑応答

の議論の対象になっていくのかと思いました。

佐久間毅：続きまして、杉山さんに対するご質問について、日弁連信託センターの根本雄司さんからお願いします。

根本雄司：民法（後見法）改正の議論が始まっている中で、後見制度を有期制や期間制にするという論点があります。特に後見制度終了後の財産管理の選択肢を増やしていくことが民法改正との関係でも重要になってくると考えております。

その点において、民事信託もしくは商事信託は、あるいは金融商品も含めて、後見制度終了後の重要な選択肢の一角を占めるようになると考えられると思います。民事信託に限定していただいても構いませんけれども、今回のご報告の中にあつた注意点、留意点を踏まえた上で、今後、どのような場面で、民事信託の活用が、民法改正との関係で進んでいくとお考えかという点について教えていただければと思います。

杉山苑子：ご指摘のとおり、後見制度の見直しとして有期制の導入が検討されています。従来であれば、民事信託が利用されていたとしても、いずれ後見制度が併用されるかもしれない、そうなるとう結局、二つの制度が併存した状態でずっと続いてしまうというところに、ある意味では難点もありました。しかし、後見制度に有期制が導入されますと、後見において必要な手続が終われば、信託だけが利用される状態に戻っていくこととなりますので、これまで以上に必要な範囲で、必要な財産の管理を委託者の望んだ形で実施することが、民事信託を選択することによって実現しやすくなるとは思っています。現状の日本においてよく利用されている財産管理を目的とする信託について言えば、後見法の改正に伴って、より一層活用が進んでいくのではないかと考えています。

佐久間毅：杉山さんに対する最後のご質問です。弁護士の菊永将浩さんからお願いいたします。

菊永将浩（弁護士）：民事信託については非常に件数が伸びている一方で、任意後見については、特に発効件数が必ずしもそれまでの割合では増えていない状況が生じていると思います。文献等によれば任意後見と民事信託は併用が望ましいと言われていますが、この文献等で言われていることと実態の間に少しずれが起きているのではないかと思います。この点についてお考えを教えてくださいましたらと思います。

杉山苑子：まず、任意後見そのものが、予定されたとおり、その趣旨がかなうとおりに使われているのかという問題があると思います。任意後見契約の件数自体は多いにもかかわらず、発効件数が非常に少ないということです。民事信託との併用にかかわらず、任意後見制度自体が適正に使われているかということは検討課題だと思っています。

その上で、民事信託を利用した上で任意後見を併用すべきかという点について、それはまさに任意後見を利用する必要性によるところではないかと思っています。信託は基本的に身上保護面をカバーできないと言われていたところですが、事実上、家族の協力が得られて、特段何か施設入所等に際しても支障がないということであれば、その場合に任意後見を併用する必要はないのではないかと思います。他方、入所する施設の側からきちんとした権限がある人を付けていただかないと困るという指摘があるような場合ですとか、それ以外のことであっても任意後見を利用する必要性が見込まれるのであれば、それは民事信託では対応できないので、任意後見との併用を検討するということがあると思います。必ず併用しなければいけないとは考えておらず、任意後見の必要性が民事信託を利用してもなお存在するのであれば、その場合は併用を検討するということだと思っています。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問です。まず、南山大学の佐藤勤さんからお願いいたします。

佐藤 勤（南山大学）：報告の中で既にお話しされたことと重なるかも

しませんが、いくつかの質問と自分なりの考えを述べさせていただきます。まず、信託法8条についてです。この規定が置かれている位置を考えると、この規定の趣旨は、公開会社における所有と経営の分離と類似した、所有権を有する管理者と利益を享受する者が分離していなければならないという、信託の基本的な理念、構造を言っているのであって、利益相反行為の制限またはその一般原則を規定しているのではないと理解しています。

それから、利益相反行為の制限に関する信託法31条の理解としては、その前に置かれている善管注意義務や注意義務の規定、およびこれらの義務を受託者に課す理由から解釈すると、この規定の適用範囲は、信託事務処理に関する受託者の行為に限られるのではないかと思います。仮に信託の変更や受託者の解任の同意等、信託事務の処理以外の受託者の行為が、この規定の適用範囲に含まれるとしても、同条2項1号が、委託者の意思として、信託行為に定めれば利益相反行為は許容されるとしています。

このように考えると、信託行為で定められた受託者の同意権の設定については、強行法規等に触れない限りは原則として有効と考え、ただし、信託の目的あるいは委託者の意思に反するような不適切なものがあれば、信託制度の意義・趣旨から忠実義務、善管注意義務、場合によっては民法の債務不履行や信義則違反として、損害賠償義務を負うと考えた方がいいのではないでしょうか。つまり、質問の一つ目は、このように考えるのは間違っているだろうかということです。

次に、信託というのは、委託者と受託者との間の契約的關係と、管理対象の財産の所有者である受託者とその財産から生ずる経済的な利益の享受者である受益者という、いわゆる所有と経営の分離の当事者間の関係という、2つの異なった性質を有する法律関係からなるという点で、信託関係が、会社法における取締役と株主という関係や、契約当事者である委託者と受託者という契約関係と、大きく異なると考えています。そうした場合に、委託者と受託者の法律関係と、受益者と受託者の法律関係との優劣関係のどちらに重きを置くのかということ、信託のガバ

ナンスのあり方や規律の基本的な考え方が変わってくるのではないかと
思います。信託があくまでも委託者の目的の実現や意思の実現であると
考えるならば、信託の目的を中心に考え、その枠の中で利益相反行為の
制限を含め、受益者と受託者の権利・義務関係を考えていくべきではな
いかと考えています。

このように考えるとすれば、原則として委託者の意思の内容、あるいは
契約の解釈かもしれませんが、その委託者と受託者の合意内容が強行
法規や他の関連する法令に違反しない限りは、それを尊重し、認めてよ
いのではないかと思います。

つまり、質問の二つ目は、受託者の同意権の行使については、個別の
具体的な内容については、その合理性・妥当性等は、別途検討すべきか
と思いますが、規定すること自体は、委託者の意思として、有効と解釈
してはいけないのだろうか。その辺りのことについてご意見をただけれ
ばと思います。

木村敦子:おそらく信託法8条に関する位置付けあるいは理解について、
見方は大きく分かれるところではないかと思われれます。確かに信託法8
条は、その規定されている位置などを踏まえると、そもそもどういった
ことを定めている規定なのかということについても、必ずしも明らかで
はないといったことがこれまでも指摘されてきたところです。ただ、例
えば信託法に関する学術書やコンメンタルなどを見ると、信託法8条
というのは、信託法30条以下に定められている忠実義務違反をも前提と
して組み込まれる内容を有しているのだという見解も有力に主張されて
いると思います。

そこで本日は、信託法8条に積極的な意義を見だし、忠実義務違反
の前提としてなり得る、あるいは信託の本質、基本的原理を構成してい
るものだという立場に立って報告させていただいたということになります。

この前提を踏まえて、信託法31条の理解との関係が若干問題となり得
るところですが、確かに信託法31条2項においては、利益相反行為の解

質疑応答

除にあたる場合に、信託行為に定められている場合が要件として定められています。ただ、どのようにこの要件を解釈するのかについても立場が分かれると思います。一つには、まさにこの文言のとおり、信託行為に定められれば許容されるというようにそのまま素直に読むパターンです。これに対して、信託法31条2項の1号から4号において、全ての場合を包括的に捉えるのであれば、4号において受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的必要が認められる場合というのは、実は1号の解釈にもかかり得るという解釈もできるのではないかと思われるわけです。となれば、1号の解釈においても単純に信託行為に定められているからといってそれが当然許容されるわけではなく、その信託行為の内容そのものを考慮し、4号の趣旨を踏まえ制限的に解釈されるべきと考えられます。

この点の議論はまだ十分に検討できていないところがありますので、今後の課題として、さらに詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

後半のご質問についても、信託法8条の位置付けにかかわるお話ではないかと思えます。委託者と受託者、受益者と受託者という関係に分けられるという立場に立ったとしても、やはり、同法8条において受託者の利益享受が禁止されていること自体は信託の本質にかかわるものであることから、受託者と受益者の関係そして、受託者と委託者との関係においても影響を与えると理解しているところです。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問について、弁護士の金森健一さんからお願いいたします。

金森健一（弁護士）：信託法8条により受託者が享受することを禁止される「信託の利益」の意義に関する質問になります。木村報告では残余財産の帰属先が受託者となっている信託に関して検討されています。これと異なり、受託者以外の者（例えば委託者）が残余財産の帰属先として指定されている信託で、信託財産の権利者であること自体から受託者

が利益を得ているような場合、例えば、杉山報告で紹介された裁判例3・東京地判平成31年1月25日の事例のように、受託者であることで対価の負担なく株主となり、委託者からの干渉を受けずに議決権行使が可能となる信託においても、報告の考えを適用して別段の定め効力が否定されると考えられるのでしょうか。このことは、信託法8条の信託の利益をどう解するかということと関係すると思いましたが、ぜひお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

木村敦子：正面から十分にお答えすることができないと思いますけれども、今後の検討課題も踏まえて述べさせていただきたいと思います。

ここでは信託法8条において定められている信託の利益に関する理解に関する問題と、報告で取り上げた信託条項に関して信託法8条に反する場合の効力に関する解釈問題の二つがあり、両者の解釈問題をどのように接合するのかという点が問われているのだと思います。

信託の利益として信託法8条に定められている事柄については、受託者が信託事務の遂行を通じて自らの利益、あるいは経済的利益を得るような場合は、当然に忠実義務違反にあたり得るという理解をすれば、信託法8条の違反の問題として広く取り込むことができるように思われるわけです。他方で、受託者の利益享受の禁止における「利益」というものがどこまで現実化されているか、という点を踏まえて、信託条項の効力を解釈することも考えられます。例えば、帰属権利者という地位を確保するために、まさに帰属権利者の変更についての制限を設けているというのは、どちらかという受託者の同意が忠実義務違反にあたり得るという度合いが非常に高いと思われるわけです。これに対して、信託事務の遂行にあたって、受益者の運用次第によって受託者が利益を獲得できる可能性・蓋然性が高まっているような場合についても、忠実義務違反の抽象的違反にあたり、かつ、信託条項の効力の否定まで結び付け得るのか。この点は、さらに検討すべき問題であると思います。この点、報告では、信託条項の一例を素材に、信託法8条の全体的・抽象的に義務違反に関する一般的枠組みを提示させていただきましたが、信託事務

質疑応答

の遂行の運用次第によって忠実義務違反にあたるような場合については、より一層精査して考えていかなければいけないと思っております。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問について、青山学院大学の大山和寿さんからお願いいたします。

大山和寿（青山学院大学）：信託目的達成のための合理的な必要性について、報酬の確保には、信託目的達成のための合理的な必要性はないという点は、結論としてはそのとおりだと思いますが、もう少しご説明をお願いしたい点があります。例えば、信託法54条4項により、同法49条や51条が準用されるので、これにより、受託者の報酬は確保されるので、受託者の同意を終了事由とする合理性はないと考えることは適当ではないのでしょうか。ご教示いただければと思います。

木村敦子：ご指摘のとおり、受託者の報酬は信託を終了せずとも確保され得る（信託法54条4項が準用する同法49条、51条）ことから、受託者の同意を終了事由とすることに合理性がないと考えられると思います。

その上で、ご質問を受けて、さらに次の点について検討が必要であると感じました。つまり、報告では、信託法8条に反し得る信託条項について、その有効性を主張するには、「信託目的の達成のために合理的な必要性があること」（信託法31条2項4号参照）を主張立証しなければならずと説明しました。これによると、信託条項の8条に反し得る信託条項について、その有効性を基礎づけるためには、①積極的に、「信託目的の達成のために合理的な必要性があること」の主張立証が必要であるとなりそうですが、そうではなく②「受託者の自己利益の享受に当たらない」という主張立証が必要で、それで足りると考えられるか、ということです。この点については、さらに検討させていただきたいと思っております。貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございました。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問について、弁護士の鈴

木隆文さんからお願いいたします。

鈴木隆文（弁護士）：条項の効力の問題が中心になるため、有効・無効を中心に言及されたのだと思いますが、合理性を主張する余地がある場合には有効としつつ、不同意等を受託者の忠実義務違反、さらには、権限違反・濫用として否定するという構成は、回りくどいですが、あり得ると思います。無効は全く合理的な肯定の余地のない場合のみという考え方もあると思います。信託法8条の抽象的違反と言うか、信託法理の一般的原理違反と言うかの相違のようにも思えますが、いかがでしょうか。

木村敦子：ご質問いただいたとおり、信託条項の効力の問題とせず、具体的行為（設例の場合には、同意見の不行使）について、忠実義務違反（信託法30条違反）や権限濫用等を問うことは可能です。もっとも、学説上は、これらの権利について、効力の否定を肯定する見解もみられますが、必ずしもこの見解が通説的見解となっているとは言えないように思われ、信託法40条の損失てん補といった効果のみしか認められないと読める文献も多いと思います。この点について、前者の見解を支持すれば、それで足りるかと思います。しかし、そうとしない場合には、信託条項の効力の問題として扱う可能性があるということ、また信託の効力の問題とすれば、具体的な行為が問題・紛争となる以前に採ることができる措置であるように思います。

もっとも、こうした抽象的な義務違反といった法的構成そのものが必ずしも一般的な理解とは言えないところですので、この点も踏まえて、より精緻な理論として組めないか、今後の検討課題とさせていただきます。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問について、日弁連信託センターの根本雄司さんからお願いいたします。

質疑応答

根本雄司：信託内融資を受けていることは、「信託目的の達成のための合理的な必要性」に該当し得るか否か、何かご検討されていれば、ご教示いただければと思います。

木村敦子：信託内融資については、それが信託目的において定められており、当事者間の認識に基づいているものであれば、信託目的の達成のために合理的な必要性が認められ得ると考えました。もっとも、実務においては、何かしら受託者の利益享受禁止違反にあたり得るケースが想定された上でのご質問であったとすれば、こちらでももう少し検討させていただければと思います。また、本報告で示したような信託条項との関係で、信託内融資がどのように関係するか、具体的な場面がただちには思い浮かびませんでした。そのため、非常に不十分な回答になってしまい、申し訳ございません。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対するご質問について、弁護士の藤池智則さんからお願いいたします。

藤池智則（弁護士）：委託者兼受益者の受益者変更権の行使が、残余財産受益者でもある受託者の同意により制限される旨の信託条項(d)がある場合であって、当該信託条項(d)自体は、受託者の利益のためのものであるとして、利益享受の禁止に係る信託法8条の観点から無効とならないケースを想定します。このケースにおいて、委託者兼受益者が、残余財産受益者を当該受託者以外の者に変更しようとして、受託者に同意を求めたときに、受託者が専ら自らの利益のみを考慮して、同意を拒絶することができるのでしょうか。同意を拒絶することができないとするならば、委託者は、その同意の拒絶について忠実義務違反があるとして(信託法30条)、信託法58条4項に基づき受託者の解任をすることも考えられるのでしょうか。

木村敦子：残余財産受益者の扱いについて、残余財産受益者については、

信託終了前に、受益権を有していない場合（信託法90条2項）と受益権を有している場合（同法90条2項ただし書）とに区別されます。

信託終了前に受益権を有していない場合、残余財産受益者は、残余財産の帰属権利者と同様に、受益権を有していない立場にあるため、受託者は自らの利益のために同意を拒絶することはできないと考えられます。

信託終了前に受益権を有している場合には、受託者が受益者たる地位を併有することから、①受託者が「受託者の地位に基づき受益者（受益者の地位）のために」同意権を行使することが認められ得る場合のほか、②「受益者の地位に基づいて受益者のために」同意権を行使する場合があります。後者②の場合には、信託法に規定がない限りは、原則として、受益者全員の同意による必要があると考えられますので、受託者兼受益者が同意しなければ、同意要件を満たさない（＝受託者の希望した結果となる）と言えるように思われます。この点、不勉強なので、今後の検討課題としたいと思いますが、仮に、信託目的の設定において、複数ある信託目的の優劣（受益者の優劣）が定められている場合には、かなり難しい筋と思いますが、同意権の行使に優劣を見い出すことができるか、という点を考える余地はありそうです。

信託法58条4項との関係については、一般論として、信託法8条の違反とは別に、信託法58条4項により受託者の解任をすることは十分に考えられます。

佐久間毅：続きまして、木村さんに対する最後のご質問です。三菱UFJ信託銀行の吉谷晋さんからお願いいたします。

吉谷 晋（三菱UFJ信託銀行）：信託法58条4項による受託者の解任の方法ではなく、信託条項の無効により争うことがよいのかという点がよく分かりませんでした。無効となるとは限らないように思われましたので。

また、本人、受益者代理人、後見人のいずれが争うかによって、対応

質疑応答

が異なるかもしれないと思いました。事案によっては、誰が正しいのかは様々な場合があると思いました。

木村敦子：ご指摘のとおり、受託者の解任（信託法58条4項）によることも当然に考えられると思います。

事例の検討として、信託の終了ではなく、受託者の解任を望む場合には、信託法58条4項によることも考えられます。あえて、信託条項の効力を争う場合の利点を挙げるのであれば、受託者の具体的行為を問題とする必要がないということ、また裁判所に対する請求によらなくてもよい、実際には紛争になっているので裁判上で信託条項の効力が争われるので変わらないとも言えるのでしょうか。前者については、受託者が同意権を行使しないという事態が生じる前に、信託条項の効力を争うことが可能となります。

また、効力を争う主体との関係についてのご示唆をいただきました。この点、信託法8条の利益享受の禁止違反については、無効主張については、いずれの主体であっても主張可能であると考えていたところですが、私の検討が十分ではないかと思われます。今後の検討課題とさせていただきます。

佐久間毅：それでは時間が参りましたので本日のシンポジウムはこれで終えることにいたしたいと思います。たくさんの方からご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。